

東海環状都市地域交流連携推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、東海環状自動車道によって結ばれる沿線の都市地域（以下「地域」という。）の市民、企業及び行政が、地域間を結ぶ新たな軸を生かすという視点から、相互に理解を深め、地域の活性化に資する新たな「人、モノ、文化、情報」の交流・連携をつくりだしていくことを促すため、必要な取組を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、東海環状都市地域交流連携推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域間の交流・連携のあり方に関する調査・研究
- (2) 地域間の交流・連携を促進するための先導的な取組に対する支援
- (3) 各種広報啓発活動
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる協議会の目的に賛同する東海環状自動車道沿線の都市（以下「関係市」という。）の長及び関係市の商工会議所の長をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

2 会長は、関係市の長のうちから選出し、副会長及び監事は、関係市の長及び関係市の商工会議所の長のうちから会長が任命する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、役員が欠けた場合の補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 地域内の交流・連携のあり方に関する調査・研究に係る事項
- (2) 地域内の交流・連携を促進するための先導的な取組に対する支援に係る事項

- (3) 各種広報啓発活動に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項
(会議の招集及び運営)

第9条 会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
(幹事会)

第10条 協議会の事業実施に必要な事項を検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、関係市の担当課長をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて商工会議所の担当部署の長に出席を依頼することができる。
- 4 その他幹事会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。
(作業部会)

第11条 協議会の事業の円滑な遂行を図るため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、関係市の担当職員をもって構成する。
- 3 作業部会は、必要に応じて商工会議所の担当者に出席を依頼することができる。
- 4 その他作業部会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、関係市の負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 負担金については、会議で別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、会長の属する市の担当課に置く。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成14年8月26日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、平成16年4月16日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、平成21年5月22日から施行する。